



医政総発第0929002号
平成18年9月29日

社団法人日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

標記について、別添のとおり、各都道府県医政主管部（局）長に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について御了知いただき、管下会員に対する周知、協力方お願い申し上げます。

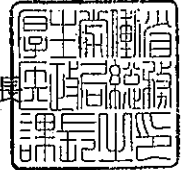




医政総発第0929001号
平成18年9月29日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

標記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成18年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第305号）（別紙参照）により、生体内の圧力については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延長されることになったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等への周知方ご配慮願いたい。

二 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等が行うもの

- イ 関税法第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領
ロ 関税法第六十九条の十七第二項の規定による意見を聴くことの求め
ハ 関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述
ニ 関税法施行令第六十二条の十六第二項の規定による意見の陳述
ホ 関税法施行令第六十二条の二十八第三項の規定による意見の陳述

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに

第二条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
経済産業大臣 二階 俊博

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百五号

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、計量法(平成四年法律第五十一号)附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 小泉純一郎

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第百三十三号)附則第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日は、平成十八年十一月二十九日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣臨時代理 国務大臣 杉浦 正健
内閣総理大臣 小泉純一郎

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

附則

この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎

省 令

○財務省令第五十八号

関税率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)及び関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十八年政令第三百四号)の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九四号の二中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に、第九四号の三中「第六十九条の十第四項」を「第六十九条の十三第四項」に、第九四号の四中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十五第五項」に、第一二二号の二中「第六十二条の十一第一項」を「第六十二条の十六第一項」に、第一二三号の三中「第六十二条の十六第四項」を「第六十二条の二十一第四項」に、第一二三号の四中「第六十二条の十七第五項」を「第六十二条の二十二第一項」に、第一二三号の五中「第六十二条の十八第一項」を「第六十二条の二十三第一項」に、第一二三号の六中「第六十二条の十八第二項」を「第六十二条の二十三第二項」に改める。

附則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

告 示

○総務省告示第四百九十七号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条

第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十八年九月二十一日

総務大臣 竹中 平蔵

指定統計の名称 作物統計

調査票の使用目的 独立行政法人農業環境技術研究所が、水田生態系応答モデルの開発及び検証のための基礎資料として栽培管理履歴、気象及び土壌環境を把握するため、作物統計調査の別表第一に掲げる調査票(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用の範囲 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課普通作物統計班米統計第一係の職員及び独立行政法人農業環境技術研究所の別表第二に掲げる者